

令和4年美郷町議会議事録

第1回 定例会（第1号）

招集年月日	令和4年 2月 28日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和4年 2月 28日 午前 9時30分				
		議長 福島教次郎				
	散会	令和4年 2月 28日 午後12時12分				
		議長 福島教次郎				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席12名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (7)	福島教次郎	○	5	中原保彦	○
	副議長 (6)	原克美	○	8	藤原修治	○
	1	西原慎治	○	9	山本幹雄	○
	2	牛尾博文	○	10	箕根正一	○
	3	藤原みどり	○	11	佐竹一夫	○
	4	日高学	○	12	西嶋二郎	○

会議録署名 議員	3番	藤原みどり	4番	日高学
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	行田綾子
	副町長	岸本建夫	健康福祉課長	松嶋由香里
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	山根啓史
	総務課長	木川士朗	山くじらブランド推進課長	安田亮
	企画推進課長	石田圭司	建設課長	永妻孝司
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	添谷正夫
	美郷暮らし推進課長	旭林修範	教育課長	漆谷千鳥
	会計課長	井上陽生		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和4年美郷町議会第1回定例会議事日程 (第1号)

令和4年2月28日(月) 午前9時30分開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	令和4年度町長施政方針
5	<p>議案の上程、説明</p> <p>【条例案】</p> <p>議案第 4号 美郷町課設置条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 5号 美郷町新型コロナウイルス感染症感染者等の差別、偏見等防止条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 6号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 7号 美郷町災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 8号 美郷町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 9号 美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>

【予算案】

- 議案第10号 令和4年度美郷町一般会計予算
- 議案第11号 令和4年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第12号 令和4年度美郷町下水道事業特別会計予算
- 議案第13号 令和4年度君谷診療所特別会計予算
- 議案第14号 令和4年度美郷町国民健康保険特別会計予算
- 議案第15号 令和4年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算
- 議案第16号 令和4年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第17号 令和4年度美郷町簡易水道事業会計予算

【一般事件案】

- 議案第18号 広島市と島根県邑智郡美郷町の連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 議案第19号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

(開 会 午 前 9時30分)

●福島議長

おはようございます。

全議員出席であります。

ただ今から、令和4年美郷町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、3番、藤原みどり議員、4番、日高議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、28日から3月14日までの15日間といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声)

●福島議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から3月14日までの15日間とすることに決しました。

日程第3、行政報告を行います。町長から行政報告の申出がありましたので、これを受けたいと思います。

●福島議長

番外、町長。

●嘉戸町長

議員の皆様おはようございます。議長よりご許可をいただきましたので、3点行政報告を申し上げます。

1点目に、新型コロナウイルス感染症に関する3回目のワクチン接種などの事業状況につきまして申し上げます。初めに、3回目の接種の実施状況です。高齢者福祉施設、障がい者福祉施設の入所者、職員を対象とした接種は、1月末から開始し、終了をしております。一般の町民を対象としました接種につきましては、2月14日から町内3医療機関で開始をしています。接種券は、2回目接種後6か月を経過した方に順次送付をしており、現在、昨年8月までに、2回目接種を終えた方に送付をしています。接種日につきましては、65歳以上の方は接種日を指定し、64歳以下の方は、前回と同じく、各自で接種日を申し込んでいただきます。また、新たに実施される5歳から11歳までの接種につきましては、国が優先対象としている10歳から11歳のお子さんに、まず接種券を送付しています。希望される方は、健康福祉課に申し込んでいただきます。接種は、邑智郡三町合同で、邑智病院を会場に、3月12日と4月2日に実施をする予定です。次に、抗原検査キット無料配布事業の状況です。2月25日時点で170の方にキットを配布しています。最後に、臨時特別給付金の支給状況です。子育て世帯への臨時特別給付金は申請不要な、ほとんどの世帯には昨年12月24日に支給をし、その他の申請が必要な世帯につきましては、1月から申請を受け付けています。2月28日時点で、対象の9割以上の303世帯に支給をしています。また、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金は、2月28日時点で、対象の8割以上の681世帯に支給をしています。

2点目に、神奈川県大磯町からの大磯小桜の寄贈について申し上げます。昨年11月に、美郷町と美郷バレーに係る連携協定を締結しました神奈川県大磯町から協定締結を記念して、大磯小桜の苗木2本を寄贈いただきました。2月16日には、関係者にご参加いただき、大磯町との

交流のきっかけとなった乙原の青空サロンの畑とゴールデンユートピアおおちの敷地内に、植樹をしています。大磯小桜が、大磯町外に植えられるのは初めてであり、大磯町からの「両町の有効な明石として、美郷町の方が大磯町を身近に感じてくださるきっかけに」という願いが込められています。この大磯小桜は、大磯町の方が、生家である福島県福島市の桜を接ぎ木をして育てられ、令和 2 年 2 月に新たな園芸品種として認定されたものです。命名に当たっては、東日本大震災からの復興の思いも込められているようでございます。美郷町と大磯町の交流のシンボルとして、大きく花を開くように、大切に育てていきたいと思っております。

3 点目の工事発注状況につきましては、11 月下旬から 2 月中旬までの状況をタブレットに配信しておりますので、ご確認をお願いいたします。以上で報告を終わります。

●福島議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第 4、令和 4 年度町長施政方針を議題といたします。

町長の施政方針を求めます。

●福島議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、令和 4 年度に係る施政方針を行わせていただきます。私は、平成 30 年 11 月に町長に就任して以来、2 つのビジョン「活気あふれる明るい町」と、「町外と活発な交流のある町」を掲げ、その実現に向けて、中長期的視野を持ち、戦略的に取り組んでまいりました。令和元年度は「礎の年」と位置づけて、将来を見据えつつ、ベースを固めるための様々な構想の検討や準備を行い、将来の種を蒔くことに注力いたしました。令和 2 年度は「始まりの年」と位置づけ、新型コロナウイルス感染症に最優先で対応しながらも、検討や準備を重ねてきたことが、具体的に動き出すように取り組んでまいりました。令和 3 年度におきましては、「軌道に乗せる年」として、引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先としながらも、アフターコロナ時代を見据えた様々な取り組みが形となって表れるよう、着実に足場を固めてきたところです。一方で、昨年 11 月に、5 年に一度行われる国勢調査の結果が発表され、美郷町は、5 年前と比べて人口が 545 人減少し、その減少率 11.1%は、県内 19 市町村の中で最大となりました。人口減少が急激に進み、町の衰退に拍車がかかっている現状が改めて浮かび上がり、私は、町長として、町の幾つに強い危機感を抱いています。町の活性化を実現するには、地域や町民 1 人一人が活き活きと協力をして活動することが何よりも大切です。一方で、内輪の頑張りだけでは限界があります。積極的に町外から人や企業、団体などを呼び込み、その力を利用して、町の活性化、課題解決に結びつけることが必要不可欠です。今まで大丈夫だったから、これからも大丈夫ということはありません。町が消滅してしまわないために、町の明るい未来のために、町外の力を呼び込む施策にも、より一層力を入れてまいります。幸い、これまで進めてまいりました取り組みの芽が出始め、将来に向けた明るい兆しが見え始めています。美郷バレーの取り組みでは、麻布大学フィールドワークセンター開設による学生などの来町滞在や、参画企業などの町内での活動が活発化をし、事業所の開設、雇用も生まれてきています。また、サテライトオフィス「みさと。ネスト」開設による事業者の進出や民間賃貸住宅の建設などで、定住者の住まいの確保、そして、美肌県美肌町や雲海などの観光コンテンツも充実してきています。さらに、バリ関連では、技能実習生の来町や、ビジネスプランコンテスト対象者の美郷町での起業、ガムラン音楽を通じた関係人口、交流人口づくりが始まっています。そして、新型コロナを契機としたアフターコロナの時代では、これまでの大都市を中心とした価値観が大きく転換し、地方に目が向けられる「地方回帰の流れ」も生まれてきています。見方を変えれば、これまで人口減少、過疎に苦しんできた典型的な中山間地域である美

郷町にとって、大きな潮目が到来してきているとも言えます。令和 4 年度においては、感染状況に応じた新型コロナへの対応と町の発展、課題解決に向けた取り組みのバランスを取りながら、2つの視点を持って町政にあたっていきたいと思います。1つは、状況に応じた、新型コロナ対応であり、引き続き、最優先事項として取り組んでいきます。これまで 2 回のワクチン接種の早期実施、感染拡大防止対策を初め、町民の健康、生活支援対策、事業者の支援、人権侵害防止など、目の前の課題に対して、スピード感を重視して取り組んでまいりました。島根県のまん延防止等重点措置は、2月20日で終了しましたが、まだ気を緩める状況にはなく、依然として十分な注意が必要です。関係機関と緊密に連携をしながら、状況に応じ迅速かつ機動的に先手先手で対応をしていきたいと思います。もう 1 つは、「前へ進める年」としての取り組みです。2つのビジョンの実現に向けて、これまで取り組んできた事業や構想が芽を出し、つぼみとなり、実を結び始める「前へ進める年」と位置づけて、最新かつ大胆に取り組みを強化し、推進していきたいと思います。この2つの視点を踏まえ、1、安全安心健康で不便の少ない町民の暮らしの実現、2、町の活気創出に向けた取り組みの本格化、3、新しい時代の潮流に向けた取り組みの進展、の3つの分野で重点的に施策を展開していきたいと思います。1つ目の安全安心、健康で不便の少ない町民の暮らしの実現の分野では、新型コロナ対策、安全安心な町づくり、長寿県長寿町の取り組みなどを中心に取り組んでいきます。新型コロナ対策について申し上げます。まずは最優先事項として、3回目のワクチン接種の早期実施に努めていきます。1月から医療従事者や高齢者福祉施設の入所者、職員を対象に、3回目の接種を実施し、2月中旬からは、2回目接種後6か月が経過した町民の方を対象として、3回目の接種を開始しています。国のワクチン配布や、医療機関の状況にもよりますが、できるだけ速やかに接種が進むよう取り組んでまいりたいと思います。接種会場の町内医療機関までの交通の便がない方につきましては、タクシー利用助成を行います。感染の不安をお持ちの無症状の方を対象とする抗原検査キットの配布も引き続き実施をしてまいります。身近でスピーディーに、かつ簡易に検査できる機会を提供することで、町民の不安の解消や感染拡大防止につなげていきます。感染されたり、濃厚接触者となって、自宅療養や待機を要請された方には、ご本人からの依頼があり、生活用品の調達が困難な場合には、生活用品の配達を行い、療養待機期間中の生活を支援します。また、子育て世帯への臨時特別給付金に続き、住民税非課税世帯等への10万円の臨時特別給付金の速やかな給付を進めていきます。そして健康、生活不安などに関しては、総合相談窓口体制をとり、関係機関と連携して対応をしていきます。事業者支援、経済対策としましては、これまで、感染予防対策経費への支援や町内飲食宿泊業の利用促進キャンペーン、農業者の時期作付けの支援などを行ってきました。今後も、影響の長期化や、国や県の施策を踏まえまして、状況に応じたきめ細やかな対策を講じていきたくて考えています。人権問題については、令和2年11月に制定しました美郷町新型コロナウイルス感染症感染者等の差別偏見等防止条例の令和3年度末までの期限をさらに1年延長します。引き続き、行政として、差別偏見をなくし、町民や町外の方に、良識ある行動をとってもらうためのメッセージを明確に示し、町民を人権侵害から守るために取り組んでまいります。感染は終息しておらず、町内で感染確認が続くことも想定されます。感染された方、関係する方などを特定したり、その情報を拡散する行為、うわさ話や誹謗中傷の防止、相談への対応など、関係機関と連携をして取り組んでまいりたいと思います。災害に強いまちづくりについて申し上げます。近年、連続して、美郷町を含む江の川沿線地域で浸水被害が発生しています。江の川下流域の重点的な河川整備のために、令和3年度から10年間で250億円という過去最大規模の国家予算が配分されました。国、県沿線市町と連携し、スムーズな整備に取り組むとともに、あらゆる手段を使って、災害に強いまちづくりを進めていきたくて思います。昨年方針決定をした港地区の防災集団移転促進事業につきましては、詳細設計を完了し、用地取得などに着手をします。地域と話し合いながら、令和6年度中の移転に向けて着実に進めてまいりたいと思います。昨年4月には、国と県、

沿線市町で構成する江の川流域治水推進室が設置をされ、治水とまちづくりの連携計画となる「江の川中下流域マスタープラン」の策定を進めています。また、堤防未整備区間につきましては、都賀行山根地区の治水対策として、国が進めている仮堤防の設置に合わせ、町道都賀西都賀行線の冠水対策について、調査を行います。また、その他の未整備区間の整備につきましても、引き続き関係機関へ働きかけを行っています。内水対策につきましては、町単独事業として、令和4年度は、排水用ポンプを3基増設をし、累計19台とする予定です。合わせて、ポンプの電源を確保する工事を、国土交通省にお願いし、実施をしていただいています。また、町からの要望を踏まえ、県におかれましては、排水ポンプ車の配備を予定いただいております。その運用につきまして、県関係機関と協議をし、対応強化を進めていきます。治山、砂防、急傾斜地、地滑り対策等では、引き続き、国、県に対し、事業の実施、採択を強く働きかけてまいります。また、防災重点ため池は、2つのため池の廃止を予定しており、県の選定を受けた上で、地元と協議をし、対応をしていきます。また、職員の共通連絡ツールを用い、ICT技術を活用した災害情報のリアルタイムでの一元的な情報収集の実用化の検討を進め、災害対応力の向上を図ります。そして、地域の防災力を強化し、日頃から災害時に備え、早めの避難行動をとっていただくために、デジタル版ハザードマップの作成を初め、地域講習会や防災士の活動支援などに取り組んでいきます。「長寿県長寿町」の取り組みについて申し上げます。島根県は、100歳以上の人口割合が9年連続全国1位の長寿県であり、その中であって、美郷町の100歳以上人口の割合は、県内19市町村中、1位、2位連続している全国有数の長寿の町です。この度、「長寿県長寿町」の商標登録を特許庁に出願し、既に審査を終えており、間もなく登録が完了します。この商標登録により、化粧品、食品、飲料、農作物など10分類で、「長寿県長寿町」と銘打つてようになります。「長寿県長寿町」を町民の健康長寿に向けた取り組みのスローガンとするとともに、美肌県美肌町とともに、対外的な強力なキャッチフレーズとして、町や、町製品のPRなどに活用していきたいと思っております。また、健康で長生きをしていただくために、子どもの頃からの生活習慣や壮年期の健康づくりが重要であり、総合的な対策を進めていきます。食育では、子どもと大人と一緒に地元食材を使った伝統料理を作る食育教室など、町内の保育所や小中学校と連携をして積極的に実施をしていきます。壮年期対策では、病気の早期発見のため、事業所検診や特定健診、各種がん検診などの受診率向上に取り組んでいきます。特に美郷町は、男性の検診受診率が低いため、男性の検診受診率を50%以上を、重点目標として取り組んでいます。40歳から64歳の男性は、心臓病や脳卒中にかかりやすいと言われるメタボリックシンドロームや肥満者が増加傾向にあり、検診受診者の3割以上を占めています。国保加入の未受診者を対象に、未受診者調査を実施をして、受診率向上対策に役立てていきます。肥満対策としては、肥満者割合の3割以下を目指し、欠食や食事のバランスなどの生活習慣を自分自身で見直すことができるアプリの活用を促進していきます。認知症予防対策では、連携協定を締結しているエーザイ製薬株式会社と、昨年からは、認知症予防アプリの共同開発を進めており、今後、本格的に活用していく予定です。また、第3次美郷町地域福祉計画を策定し、困り事や相談への総合的な対応に加え、町の地域福祉のネットワークづくりに取り組んでいきたいと思っております。子どもから高齢者、障がい者など、幅広く町民が交流し集う場所づくりや、町民の支え合いの活動が各地域で行われるように、自治会や関係機関と連携、協力をして進めていきたいと思っております。そして、町民の健康づくりや、様々な施策に生かしていくためにも、麻布大学など外部の専門機関と連携をして、中長期的視野から、長寿のメカニズムの研究に取り組んでいきたいと思っております。交通対策について申し上げます。利用者のご意見や、定額乗り合いタクシーの実証実験などを踏まえ、利便性の向上と持続可能な公共交通の体制づくりに向けた路線の再編、すなわち、美郷町地域公共交通計画の改定を進めていきます。また、ニーズが増加している乗り合いタクシーやタクシー利用助成などのドアツードアの仕組みづくりや電動シニアカーの実証事業を踏まえて、町中や地域内での新たな移動手段についても検討

をしていきます。地域振興について申し上げます。13 連合自治会では、地域が主体的に、買物や生活交通などの課題解決や活性化に取り組んでいく地域コミュニティ計画を策定されています。地域振興は、行政が押しつけるものではなく、地域や町民が力を合わせて取り組んで、それを行政が後押しをして初めて実現するものです。町民の皆さんが協力し合い、地域が一体となって、課題解決や活性化に向けた取り組みが進んでいくよう、様々な形で支援を行っていきます。2 つ目の「町の活気創出に向けた取り組みの本格化」の分野では、地域、町民を巻き込んだ、町内の力を基本に、町外の力を呼び込み、活性化に結びつけていくような取り組みを行ってまいりたいと思います。町内の商工業では、特に飲食や小売などの商業の疲弊が顕著であり、農業など関連産業も含めた商業振興に向けて、抜本的なてこ入れを図っていく必要があります。一方で、今後は、美郷バレ関係者の来町増加や企業の進出、麻布大学の学生さんや研究者の滞在、そして、バリや美肌県美肌町、神楽などの取り組み発展による観光客の増加など、町外から訪れる人や、これに伴う消費の増加が期待できる状況も生まれてきています。これらを踏まえて、美郷町全体の商業の活性化・賑わい創出につなげていくための突破口として、町の中心地である粕洲中心市街地の活性化・賑わい創出事業の検討を本格化させていきます。事業の基本構想の策定に向けた準備を進めており、様々な立場の方 12 人に参画をいただき、昨年 12 月に検討委員会を立ち上げています。これまで 2 回の会議を実施し、町の賑わい創出のために活発で前向きな議論をいただいています。こうした議論を踏まえて、基本構想を作成し、それを基に、具体的な機能、設備、規模、事業方式などを示す基本計画と、基本設計に向けた準備を進めていきます。そして、最終的には、町民の利便性の向上はもちろん、町に賑わいを創り出し、町の魅力を向上させていきたいと考えています。また、前向きに、リスクを恐れず新しい事業に挑戦する「ファーストペンギン」たる事業者を後押しをしていきます。1 つ目は、町内事業者の異分野参入の促進です。町内事業者の中に、これまでの事業に留まらず、新たな分野で事業を展開していこうという動きが出始めています。行政としましては、こうした機運を大切に、盛り上げ、後押しをしていくことが大変重要だと考えています。チャレンジする町内事業者を支援し、スムーズな事業展開につなげられるよう、美郷町商工業振興事業補助金に、町内事業者向けの異分野参入メニューを新設をいたします。もう一つは、昨年度から始めた「みさと。ビジネスプランコンテスト」です。令和 3 年度のコンテストでは、バリをテーマにしたビジネスプランで、大賞に選定をした企業の美郷町における起業と事業化の準備が進んでいます。令和 4 年度においても、引き続き、美郷町の強みを生かしたテーマを設定し、ユニークなビジネスプランと、実現意欲を持つ事業者を広く募集したいと思います。町内外のファーストペンギンを発掘し、新たな起業の芽を育むことで、中長期的な商工業の活性化に取り組んでいきます。町内の基幹的農業従事者は、2005 年の 504 人から、2020 年には 240 人と、15 年で半以下となり、さらに、2030 年の推計では 131 人まで大幅に減少する見込みとなるなど、農業の担い手不足が深刻化してきています。美郷町の将来を考えた時、農地を守る取り組みだけでなく、町外から新規就農者を呼び込む仕組みづくりが、必要不可欠であると考えます。ミニトマトのハウス栽培・畜産・ソーラーシェアリングなどの有望な分野に切り口を絞った就農パッケージの策定や、情報発信、きめ細かい相談など、新規就農者を迎え入れる体制づくりに取り組みます。また、ミニトマトの分野では、リースハウスを活用して、就農を目指す研修生として、地域おこし協力隊の募集を行います。新たに配置する専門普及員の指導や研修などによって栽培技術を習得し、任期終了後に、町内で就農できるように取り組んでいきたいと思えます。また、耕作放棄地対策を目的とした、三瓶在来ソバの特産化と、薬草の振興についても引き続き取り組んでまいります。三瓶在来ソバについては、美郷ソバと名づけて製品化され、売行きも好調であり、令和 3 年度に乾燥施設・機械を導入し、栽培面積の拡大に対応できる設備を整えています。また、薬草につきましては、秋に全国薬草シンポジウムの美郷町での開催を予定しており、薬草研究会など関係団体・機関と連携をして、準備を進めていきます。ファ

ームサポート美郷についても、担い手不在地域の耕作を請け負い、耕作放棄地の発生防止や風景維持に重要な役割を果たしており、引き続き活動を支援していきます。昨年は、山くじら研究所の設置、麻布大学フィールドワークセンターの開設やタイガー株式会社の進出、そして、神奈川県大磯町と新たに連携協定を締結し、計12の産官学民が美郷バレーの構成団体となるなど、美郷バレー構想が大きく進展した年となりました。また、獣害対策はもちろん、幅広い分野で専門知識や先進技術を生かした商品開発や実証実験なども始まっています。また秋には山くじらフォーラムの開催を予定しており、町外・県外から多くの来町者を見込んでいます。令和元年度に山くじらブランド推進課を新設し、美郷バレー構想を打ち出して、積極的に取り組みを進めてきました。以降、順調に取り組が進展してきています。町の勝ち残りをかけた最重要戦略である美郷バレー構想をこの先、次のステージに進めて、一層力強く取り組んでいくために、山くじらブランド推進課を美郷バレー課に改称したいと思います。美郷バレーを前面に打ち出すことで、美郷バレーや美郷町の知名度の向上につなげ、獣害対策やジビエ振興などとどまらない幅広い分野における取り組みの広がり、ひいては町の活性化が期待できるものと考えます。麻布大学フィールドワークセンターは、昨年の4月開設以来、積極的に地域や県内高校との連携を進められており、また、フィールドワークセンターを会場としたオープンキャンパスの開催や、県内高校生を対象とした縁結び入試の実施など、島根に根を生やした活動を展開されています。昨年11月には、麻布大学から17名の学生・教職員の方が来町され、初のフィールドワーク実習が行われました。新型コロナの状況が落ちつけば、一層、来町の機会が増えます。令和5年度には、フィールドワークセンターを組み込んだカリキュラムの大幅改編が予定をされており、以降は、たくさんの学生さんが入れかわり、美郷町に滞在されるようになる見込みです。島根県とも連携をして、フィールドワークセンターの発展を支援し、多くの学生・先生の来町による町内との交流の活発化や、地域経済への波及など、高校はないけど大学のある町として、町の活性化につなげていきたいと思っています。カヌーのまちづくりについて申し上げます。令和12年に開催される国民スポーツ大会カヌー競技の会場整備に向けて取り組みを進めていきます。スプリント種目会場となる信喜橋下流域敷地内には、常設の艇庫兼大会本部施設を建設したいと考えており、用地の確保や、整備計画の策定を進めていきます。また、令和7年の全国高校総体の会場としても有力候補とされており、町としましても、ぜひ、美郷町で開催をという意思を伝えています。大会に向けた機運の醸成や、町外へのPRによるカヌーファンの獲得、ジュニア育成体制の強化など、カヌーのまちづくりの取り組みを強化していきます。バリの町づくりについて申し上げます。昨年は、「ガムラン学団」の結成、ふるさと納税でのバリグッズ取扱い開始、美郷町ビジネスプランコンテストでの、バリ島情報発信企業の受賞など、様々な取り組みで大きな注目を集め、「バリの町」としての認知度が高まってきました。経済交流、民間交流、文化交流の3つを柱に、更なる発展に向けて取り組んでいきます。技能実習生の来町は、新型コロナの影響で延期になってきておりますが、技能実習生をサポートする国際交流員が、昨年12月に着任をし、技能実習生の来町に向けて準備を進めています。技能実習生は、建設分野2名、農業分野2名、介護分野3名、観光分野2名の合計9名の予定で、受入れ事業者も期待をしておられます。入国制限が解除され次第、順次、来町される予定であり、来町に備えて準備を進めていきます。また、来町後は、生活面や住民、地域との交流などをサポートし、また、交流発展のかけ橋ともなっていただくよう取り組んでいきたいと思っています。ガムラン音楽につきましては、楽団に町内外から約40の方が加入をされ、全国最大規模の楽団としてガムラン音楽関係者からも注目をされています。美郷町バリ文化アドバイザーの静岡文化芸術大学梅田秀治教授にご指導いただきながら、町民の皆さんを巻き込んだ企画や町外、県外のバリ音楽愛好者との交流やファンづくりなどに取り組んでいきたいと思っています。マス村ユダ村長ともオンラインを使った交流を行っており、ガムラン音楽を通じてマス村との交流も一層深めていきたいと思っています。さらに、学校でのバリ給食などを通じて、

子どもたちへのバリ文化の浸透や、子ども同士の交流にも結びつけていきたいと考えています。また、昨年のビジネスプランコンテスト対象者の Think a phase (シンク ア フェイズ) 株式会社は、美郷町に進出をされ、バリをテーマとした事業を段階的に展開をされていく予定です。昨年のふるさと納税返礼品バリグッズ第 1 号であるガムランボールに続くバリグッズの開発にも連携をして取り組んでいきたいと思ひます。町の強みであるバリとの交流で蓄積されながらも、これまで、有効活用出来ていなかったバリ関連資源の掘り起こしや、魅力化、情報発信の強化などによって、地域活性化につながるよう取り組んでいきたいと思ひます。美肌県美肌町の取り組みについて申し上げます。昨年は、全国の温泉通が選ぶひなびた温泉 100 選で、千原温泉が 1 位、湯抱温泉、中村旅館も 41 位にランクインするなど、美郷町の温泉が、多くの注目を集めています。日本一の美肌県と言われる島根県にあって、美郷町は、美肌成分であるメタケイ酸が豊富な温泉や高い湿度が生む雲海、また、美肌成分を含む山くじら肉、はちみつ、どぶろく、ポポー、トマト、三瓶在来そばといったグルメなど、美肌コンテンツに溢れています。これら美肌コンテンツを活かしたプロモーションを展開するとともに、磨きをかけて魅力的な商品開発や観光メニューの充実を図って、認知度アップ、観光促進に取り組んでいきたいと思ひます。3 つ目の、新しい時代の潮流に向けた取り組みの進展の分野につきましても、企業等と連携した DX、デジタルトランスフォーメーションの推進や、脱炭素の地域づくり、地方回帰の流れをつかむ取り組みを進めていきます。DX や新技術は、都市部よりも課題が山積する中山間地域にこそニーズが高く、中山間地域から実用化されていく可能性が高いと考えています。新しい時代の潮流に向けて先行して取り組む「周回遅れのフロントランナー」として積極的に取り組んでいきたいと思ひます。DX については、組織横断的に施策を推進していくために、昨年 4 月に、情報未来技術課を設置しました。町の課題解決やサービス向上に役立つ新技術は、積極的に活用を検討していきたいと考えています。IP 告知端末を活用した取り組みでは、簡単に、IP 映像端末とスマートフォンをつなげて可能なオンライン帰省の仕組みを導入し、利用を開始しています。また、オンライン診療については、既に仕組みを構築し、活用するための協議を近隣病院と重ねており、引き続き、本格的な運用に向けて進めていきます。情報発信の分野では、美郷町公式 LINE の登録者数が、この 1 年間で 400 人以上増加し、約 3000 人の登録数となりました。美郷町の人口の約 7 割に当たる人が登録をしていることになり、全国的にも突出して普及が進んでいます。昨年 8 月からは、町民向けにごみの収集情報や、IP 告知端末の放送内容などの暮らしの情報やお悔やみ情報、町外者向けには、様々なイベント情報などを提供しています。また、この 3 月からは、LINE による電子申請サービスを開始したいと思ひます。更なる登録者数の増加と提供サービス向上に努めていきたいと思ひます。ブランディングについては、公式ホームページのリニューアルで、世界的に権威ある賞を幾つも受賞し、大きな注目を集め、また、「みさと。」という統一愛称ロゴを作成し、町内看板や、様々な広報媒体、グッズなどで活用しています。昨年 12 月には、こうした美郷町のリブランディングを手がけてもらっているウェブデザインプランニングの株式会社シフトブレインと美郷町の統一ブランディングによる地域活性化に向けた連携協定を締結しています。今後、取り組みの幅を広げて、地域資源の掘り起こし、活用や関係人口、定住人口の創出、特産品のブランディング、マーケティング、中長期事業構想の支援などの分野で協働して地域の活性化に結びつけていきたいと思ひます。災害対応については、職員の共通連絡ツールを活用し、連携協定を締結する NTT グループと、災害情報のリアルタイムでの一元的な情報収集の仕組みづくりに向けた実証実験を 2 月に行いました。この結果を検証し、災害対応力の強化につなげてまいりたいと思ひます。ドローンの活用について申し上げます。物流については、昨年度の試験飛行から今年度は実証実験へと移る予定でしたが、新型コロナの影響により実施することが出来ませんでした。しかし、この間も、佐川急便株式会社や、そのほか、ドローン関連企業と継続して協議、情報交換を行っています。災害時の物資運搬等も含め、引き続き検討してまいりたいと思ひます。農業

では、2つの地区の防除作業での活用が始まり、大幅な作業の省力化、効率化につながっています。一層の活用を促進してまいります。また、林業では、林業従事者の労働負担の軽減と、苗木植栽の作業効率向上を図るため、古河電気工業株式会社と連携をして、大型ドローンの導入実証事業による林業省力化の「美郷モデル」づくりに取り組んでいきたいと思っております。また、こうした成果を、美郷町ドローン利活用推進協議会を通じて、幅広く町内産業に波及をさせていきたいと考えています。美郷町は、昨年3月にゼロカーボンシティ先進地宣言を行いました。行政分野では、役場本庁舎や避難場を兼ねた公民館など、主要な行政施設に太陽光発電と、3日分の蓄電能力を持つ蓄電設備を設置をし、災害に強いまちづくりが大きく前進するとともに、行政部門のCO2排出量を約8割削減することが出来ました。この他にも、公用車の電気自動車への計画的更新や、照明のLED化なども行っています。町民向けの施策としては、電気自動車関連では、電気自動車購入補助に加えて、災害時協力協定事前同意の補助加算、V2H設置補助合計で最大55万円という、全国トップレベルの補助を行ってきています。また、以前から、太陽光発電、小水力発電、薪ストーブなど家庭における自然エネルギーの活用設備への補助も行っています。これに加えて、町の課題解決の取り組みとしては、再生可能エネルギーを電源としたドローン物流網の構築や、災害、林業分野での活用の検討を進めており、農業分野では、既に町内で活用をされ始めています。なお、町全体としては、豊かな森林環境や水力発電所などによって、既にCO2排出量をCO2吸収量が上回るカーボンネガティブの状況にあり、国が示す2050年目標である排出量実質ゼロすなわち、カーボンニュートラルを既に達成をしています。以上のことから、今後の方針としましては、特に改善余地の大きい民生分野、その中でも、主に家庭あるいは農林業の分野に焦点を当てて、重点的に取り組み、全国の中山間地域の脱炭素化のモデルとなるような取り組みを行っていきたくと考えています。新型コロナウイルスを契機として、地方回帰の流れが生まれており、企業の地方移転や地方に住みながら都会の企業で働くワーケーション、テレワークなどの新しい働き方も広がってきています。こうした地方回帰の流れをつかみ、定住人口、活動人口拡大につなげていくべく取り組みを強化していきます。昨年6月に開設したサテライトオフィス、「みさとと。ネスト」は、5部屋のうち、既に4部屋が埋まっています。さらなる需要に対応するため、現在2階の改修工事を行っており、4月にリニューアルオープンをする予定です。この改修によって、部屋の増設だけでなく、フリースペースの利便性向上や利用者同士のコミュニケーションの活発化など、施設の魅力も向上します。町外、県外からの事業者誘致に向けて、ビジネスマッチングなどで積極的な誘致、働きかけを行っていきます。定住人口対策について申し上げます。移住定住を考えられる方にとって、住まいに関わる条件は、大きな判断材料の1つであることから、令和3年度に、これまでの住宅施策を大幅に見直し、リニューアルをしました。主に自宅を建設される方を対象に、基本的な補助に加えて、要件によって様々な加算がされる「みさと充実暮らし事業」と、単身者や若年世帯などの賃貸住宅ニーズに対応した「民間賃貸住宅の建設支援事業」の2つの事業を推進しました。みさと充実暮らしは3件の利用があり、民間賃貸住宅は、2棟10戸が整備されています。この他に、複数のお問合せをいただいております。新年度も、この2つの施策を推進してまいりたいと考えています。また、移住体験住宅の積極的な活用を考えています。移住希望者世帯ごとのパッケージプランを策定、提示をし、移住後の美郷町での生活をイメージした体験をしていただいております。実際の移住につなげていく取り組みを行います。若者定住住宅については、2月末までが、募集期限の都賀本郷地区一戸の建設を行う予定です。そして、今後は、対象世帯の条件を見直し、両親の年齢制限を撤廃し、中学生以下の子どもを持つ世帯とし、建設方針も大きく見直す予定です。平成19年度から始まった若者定住住宅は、令和4年2月までに10団地、52棟の整備を行い、累計で237人の定住実績がありました。しかし、近年は、多くの市町村で類似する施策が行われて、競争が激化しており、地域要望に応じて整備したものの、応募がないケースも出てきています。また、入居希望者のニーズも、より安全な場所への建設やプライ

バシーの確保、水回りや風呂追いだき機能などの住宅機能アップが重視されるようになるなど、変化をしてくれています。一方で、建築資材の高騰などにより、建築費用や家賃の抜本的な見直しも必要となってきました。今後につきましては、これらの事情を勘案し、また、安定的、計画的な供給ができるよう準備を進めていきます。合わせて、老朽化をしている松栄住宅につきましては、長期的な対応計画を策定したいと考えています。活動人口の拡大に向けては、東京都の社会情報大学院大学の牧瀬稔特任教授と、大学院生 3 名をアドバイザーに役場組織横断プロジェクトとして、バリエーションをテーマとした活動人口、関係人口拡大に向けた戦略の検討を行ってきました。今後は、これを踏まえたアクションプラン策定を行い、施策に反映させていきたいと考えています。続いて、長期総合計画に基づく主な取り組みについて申し上げます。国道、県道について申し上げます。国道 375 号の改良につきましては、湯抱 2 工区、粕淵工区の整備が進められ、歩道整備の響谷から道の駅までの長藤工区は、今年の春から工事着手の予定となり、整備が進められています。県道につきましては、川本波多線の竹工区は、旧竹谷橋の撤去と、周辺の落石対策により完了となる予定です。川本波多線の多田港工区は、今年の 8 月に多田トンネルが開通しました。令和 3 年度から、江の川をまたぐ橋梁の詳細設計が行われており、それに合わせて、橋梁周辺の構造物設計、用地調査等も行われる予定です。別府川本線の地頭所港工区は、今年度、地頭所地内から工事着手となり、整備が進められます。港地内では、引き続き道路の詳細設計、用地調査等が行われる予定です。また、別府川本線の京覧原地頭所間においては、待避所整備に向けて、用地調査が行われる予定になっています。これら工区の整備の推進、早期の工事完成に向けて、引き続き県に強く働きかけていきます。また、国道 375 号の長藤地内の未改良区間と、川本波多線の高畑地内の冠水対策についても、引き続き、早期事業化を強く要望してまいります。町道等について申し上げます。令和 4 年度は、継続事業の潮村地内の二谷合線都賀行地内の都賀行宮内線、奥山線上川戸粕淵線の落石対策生活関連道路として、三反谷線の整備を計画しています。また、吾郷浜原線の改良に向けた事前調査の着手を予定しているほか、適切な維持管理に努めていきます。橋梁は、引き続き、長寿命化に必要な個所の修繕や道路法に基づく点検を行ってまいります。農道、林道については、県営事業として林業専用道ロクロ谷石見線の開設工事が継続します。上下水道事業について申し上げます。簡易水道事業については、令和 4 年度から公営企業会計を適用します。経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に努め、将来にわたって少しでも安定的に事業が運営できるよう取り組んでいきたいと考えています。水道料金については、新型コロナウイルスによる影響を考慮して延期した 2 段階目の料金改定を令和 4 年 10 月に実施します。重要不可欠なインフラである水道事業の持続的な運営の為、改めてご理解をいただきますようお願いを申し上げます。下水道事業については、公営企業会計の対象範囲の集落排水、浄化槽事業までの拡大を踏まえて、令和 5 年度での新会計制度移行に向けて準備を進めていきます。農業基盤整備・畜産振興について申し上げます。中山間地域の農業の維持発展のために、基盤整備等は引き続き重要です。令和 3 年度から調査を行っている宮内地内の圃場整備については、地元や県と協議をしながら、調査等を進め、令和 6 年度の事業採択に向け、取り組んでいきます。畜産については、子牛の市場価格は高値で推移しており、増頭に向けて支援をしていきます。予防接種の補助や施設機械整備など生産基盤の強化を支援し、畜産経営の持続・振興に向けて取り組んでいきます。指定管理施設について申し上げます。昨年 3 月末にオープンした潮温泉施設・石見ワイナリーホテルでは、様々な町民向けサービスや地域活性化に向けた取り組みを行ってきておられます。ゴールデンルートピアでは、水泳教室が一部再開し、英会話教室、健康体操教室、食事代無料の音楽祭など、新たな取り組みを始められています。町民の健康づくりや交流人口の拡大、地域活性化に向けた取り組みが進んでいくように、引き続き指定管理者と連携していきたいと思っております。ICT 教育とコミュニティ・スクールについて申し上げます。美郷町 ICT 教育推進ビジョンに基づき、子どもたちの情報活用能力を学習の基盤と位置づけ、1 人 1 人の教育ニーズに対応した学びの

実現を目指して取り組んでいきます。家庭の協力を得ながら、効果的なオンライン学習や家庭への持ち帰り学習の研究を引き続き進めていきます。また、学校と地域住民が力を合わせて、学校運営に取り組むコミュニティ・スクールと、学校と地域が相互にパートナーとして行う地域学校協働活動の一体的な実施を目指し、公民館とも連携をしながら、地域全体で美郷町の子どもたちを育てる体制づくりを進めていきます。林業について申し上げます。森林の適切な管理、森林環境譲与税を活用した私有林整備や林業従事者の安全性向上などによって、森林の災害防止なども含めた多面的機能の将来的な維持と、林業木材産業の持続的発展を目指していきます。また、先ほど申し上げましたドローンの実証実験に加えて、造林コストや作業量の低減による林業従事者の労働環境を改善して、担い手の確保と林業事業体の経営基盤強化につなげていきます。税・債権の徴収対策について申し上げます。町税については、収納の多様化を進め、銀行収納・コンビニ収納に追加をして、本年度から PayPay、LINEPay、J-COIN などのモバイル決済を追加します。税務担当職員については、引き続き、島根県との徴収に係る相互併任等によって、徴収率向上に努めていきます。また、私債権については、昨年 9 月に制定した私債権管理条例を踏まえて、収納対策審査会での情報共有や職員研修などによる知識、スキルの向上に取り組み、全庁的な徴収強化と適切な管理に努めていきます。大田市と邑智郡総合事務組合との共同で整備を進めてまいりました新可燃ごみ共同処理施設と最終処分場施設は、令和 4 年度から本格稼働を開始します。新処理施設では、処理能力も 1 日当たり 40 トンに拡充されます。邑智郡総合事務組合と連携をして、安定した施設運営に努めていきます。人権対策について申し上げます。美郷町人権施策推進基本方針を踏まえ、あらゆる人権・差別に関する問題解決に向けて、啓発学習を中心に取り組んでいきます。特に、現在問題となっている新型コロナに関わる人権問題のほか、インターネット上での人権侵害などを重要課題として、関係機関と連携して被害の防止に取り組んでいきます。令和 4 年度の予算の概要について申し上げます。新型コロナへの対応と、「前へ進める年」としての 3 つの重点分野の取り組み、長期総合計画に基づく施策の着実な推進の両立を図るとともに、中長期的な財政運営の観点から、予算を編成しました。一般会計総額は 64 億 5400 万円で、令和 3 年度とほぼ同じ水準、対前年当初に比べ 1400 万円、0.2%の増額となっています。また、特別会計は 6 会計で合計約 12 億 3700 万円です。全会計における 3 つの重点分野の取り組みに係る予算額は約 4 億 4200 万円、長期総合計画の施策展開に係る予算額は約 41 億 7000 万円です。歳入につきましては、国勢調査人口の減少による影響はあるものの、普通交付税は、令和 3 年度より新設された地域デジタル社会推進費、地域社会再生事業費といった算定費目の増加が令和 4 年度も継続することを考慮し、臨時財政対策債を含む地方交付税で、7000 万円程度の増額見込みとしています。不足する分につきましては、財政調整基金と減債基金で 2 億 8100 万円、特定目的基金で 1 億 4100 万円、計 4 億 2200 万円の基金を取り崩しています。また、財源では国県補助等の活用や、過疎対策事業債、緊急防災減災事業債などの起債など有利な財源措置に努めています。歳出につきましては、邑智郡総合事務組合、江津邑智消防組合、公立邑智病院組合の経常的な負担金や特別会計、公営企業会計への繰出金が増加をしており、抑制がしにくい状況にあります。また、昨年 12 月に示されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充分につきましては、当初予算への計上を見送っています。この交付金は、今後の新型コロナ対策を初め、ウィズコロナ、アフターコロナの時代に向けた施策で、有効に活用できるよう検討してまいりたいと思います。今後も、有利な財源の活用や事務事業等の見直し、効率化など全般的な検討を行っていく考えです。持続可能な自治体運営のために、ご理解とご協力をお願い申し上げます。令和 4 年度は、引き続き、状況に応じた新型コロナ対応を最優先とし、2 つのビジョンの実現に向けた前へ進める年としても、最新かつ大胆に全力で取り組んでまいります。厳しい状況の中で、一方、これまでの取り組みの芽が出始め、将来の希望の光が見えてきています。状況の変化に対応しながらも、アフターコロナの時代を見据えて、「何もないけど知恵のある町」として、町の総力

をあげて町政を進めていきたいと思ひます。予算のほか諸議案は、後ほど担当課長からご説明を申し上げます。何卒、慎重にご審議をいただき、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。私の施政方針が終わります。

●福島議長

町長の施政方針が終わりました。

ここで、10時50分まで休憩といたします。

(休憩 午前 10時40分)

(再開 午前 10時50分)

●福島議長

会議を再開いたします。

日程第5、議案の上程、説明を議題といたします。

本定例会に提案を受けております議案は、条例案6件、予算8件、一般事件案5件の計19件であります。議案第4号から議案第22号までの19議案を一括上程いたします。

初めに、議案第4号から議案9号までの条例案6件について、順次、提案理由の説明を求めます。

●福島議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

上程いただきました議案第4号について、ご説明申し上げます。この議案は課の名称を改称するにあたり、課設置条例を改正するものでございます。町長が施政方針で申し上げましたように、令和元年度に山くじらブランド推進課長新設し、美郷バレー構想を打ち出して積極的に取り組みを進め、以降順調に進展をしております。現在、美郷バレーに係る連携協定を締結して、ともに取り組んでいる企業・自治体等は計12となり、その取り組みの幅は獣害対策にとどまらず、幅広い分野に広がっています。組織として、美郷バレーを前面に打ち出すことで、美郷バレーや美郷町の知名度の向上につなげ、より幅広い分野での取り組みの進展や、町の活性化につながることを期待できると考えております。なお、この条例は課名の改称であり、町長部局の課の数に変わりはありません。改正内容については、新旧対照表の1ページをお開きください。町長の直近下位の内部組織を定める第1条で規定する山くじらブランド推進課を美郷バレー課といたします。この条例の施行日は令和4年4月1日からでございます。以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

続きまして議案第5号について説明をいたします。美郷町では、令和2年11月に、美郷町新型コロナウイルス感染症感染者等の差別偏見等防止条例を制定し、行政としては、差別、偏見をなくす強い意志と、町民の皆さんや町外の方に良識ある行動をとってもらうための明確なメッセージを示し、美郷町で一丸となり、差別等の防止に取り組み、町民を被害から守ることを目指しております。制定時は、感染が一定程度終息していくであろうことを見込みまして、令和4年3月末までを期限とし、この期限到来時の状況などを踏まえて、継続することを想定をしておりました。人権問題に関しましては、一時より落ち着いたように見えますけれども、町長が施政方針で申し上げましたように、感染者や濃厚接触者、検査対象者となった方などの情報を広める行為や、不確かな噂話、誹謗中傷、また、ワクチン接種を受けられない方への避難などが、いまだ各地で見受けられます。感染状況としても、終息しておらず、オミクロン株の変異など、今後の感染拡大の可能性も指摘をされ、また、美郷町で感染確認が続くことも想定をされます。こうした状況を踏まえたと、先ほど町長が施政方針で申し上げましたように、引

き続き、行政としての明確な意思メッセージを示し、町一体となり、人権侵害防止に取り組んでいくことが重要でございます。このため、条例の期間を1年間延長し、令和5年3月末までとするものでございます。条例の改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。附則第2項で定める条例の失効を令和4年3月31日から令和5年3月31日とします。感染の終息を期待しておりますが、この期限につきましては、延長後の期限における状況を踏まえて、改めて検討する想定でございます。以上で、議案第5号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第6号、美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。この議案は、人事院勧告等を踏まえた非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和について、所要の改正を行うものでございます。この会改正は、育児等を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることが狙いでございます。なお、この措置は、国家公務員で措置が実施され、地方公務員法第24条第4項の均等の原則により、地方自治体において、同様の措置が行われるものでございます。改正の概要について申し上げます。1点目は、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和です。育児休業等を取得する要件のうち、引き続きの在職期間1年以上の要件を廃止いたします。2点目は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備です。育児休業を取得しやすい勤務環境のために、妊娠等を申出た職員への周知、意向確認、研修や相談体制や申出により不利益な取扱いを受けないようにする措置などを行います。改正内容につきましては、まず、新旧対照表1ページをご覧ください。第2条と第21条では、先ほど申し上げました1点目について、既存の規定を整理します。現在の要件である、在職期間1年以上を廃止するため、それぞれ、第2条第3号、(ア)の廃止、第21条第2号の記述の改正を行い、関連する条項の記述を整理いたします。次に2ページをご覧ください。第25条と第26条を新設し、先ほど申し上げました2点目の措置について規定します。第25条第1項では、申出に対する制度等の周知や意向確認の面談を、第2項では、申出を理由とした不利益な取扱いを受けないようにすることといたします。第26条では、育児休業の円滑な請求のための措置について、研修、相談体制や、その他の措置を行うこととします。この条例の施行日は令和4年4月1日からでございます。以上で、議案第6号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●福島議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

上程いただきました議案第7号、美郷町災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。この条例は、港地区防災集団移転事業を実施するにあたり、移転促進区域となる宅地や農地などについて、災害危険区域として指定し、住居用の建築物の建築制限を行うものでございます。それでは、新旧対照表により改正内容について、ご説明いたします。1ページをお願いいたします。改正しますのは、別表1の災害区域一覧表、別表2の災害危険基準標高表になります。2ページをお願いいたします。別表1の災害危険区域一覧表に港地区の災害危険区域として指定する地番を港地区956番1の他1208番3までの110の筆の追加をいたします。3ページをお願いいたします。別表第2、災害危険基準標高表に港地区の計画水位43.070メートルを追加いたします。この水位は、江の川河川整備計画の推移で、昭和47年の水害の水位を基準にしたものとなっております。なお、別表第1で指定します災害危険区域の地番は、この水位よりも低い土地の宅地や農地などとなっております。改め文に戻りまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしてございます。以上、議案第7号についてご説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第8号、美郷町町営住宅条例の一部を改正する条例の

制定についてご説明いたします。この条例は、令和 3 年度に町営住宅を解体するにあたり、条例の一部を改正するものでございます。それでは新旧対照表により、改正内容についてご説明をいたします。1 ページをお願いいたします。改正しますのは、別表の町営住宅一覧表になります。2 ページをお願いいたします。別表から、都賀行団地のうち、所在地美郷町都賀行 162 の 2 の 2 戸の町営住宅を令和 3 年度の解体に伴い削除をいたします。改め文に戻りまして、附則としまして、この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行するとしております。以上、議案第 8 号について、ご説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●**福島議長**

番外、総務課長。

●**木川総務課長**

それでは、上程いただきました議案第 9 号、美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。この議案は、消防庁の検討結果やその通知を踏まえ、消防団員の報酬等を改定するために所要の改正を行うものでございます。消防庁では、消防団員の確保を目的に処遇改善等を検討されてきてまして、その結果を昨年 8 月にまとめられ、以降に自治体に対し通知をされています。町では、この引き上げ等に関し、消防団員アンケートの実施などのほか、消防団本部と協議しながら進め、今回の改正内容については、2 月 25 日の消防団役員会です承をされています。また、邑智郡消防協会を構成する邑智郡三町でも協議をしてくれております。改正の概要について申し上げます。1 点目は、年報酬の引き上げです。各階級の報酬額は、消防庁から示されていることから、その額どおりで引き上げを行います。今回は、消防団員確保の目的から、特に、団員の引上げ幅が大きくなっております。2 点目は、費用弁償の出動報酬への見直しです。火災や訓練などで出動した場合の費用弁償について、出動報酬に見直しをいたします。内容については新旧対照表 1 ページをご覧ください。費用弁償を出動報酬とするために、費用弁償を規定している第 13 条第 1 項を削り、第 12 条第 2 項で出動報酬として規定をいたします。これに伴い、第 13 条の構成を整理いたします。次に、年報酬について、別表第 1 で定める各階級の金額の欄を改めて、それぞれ改正後の表のとおりといたします。新旧対照表 2 ページをご覧ください。第 12 条第 2 項で規定した出動報酬の額について、別表第 2 を改正して、それぞれ定めます。火災や警戒などの実際の現場活動では、これまで出動 1 回 4000 円であったのを、4 時間以内を 4000 円に、4 時間を超えた場合には、同額を加算して 8000 円といたします。また、訓練は、3700 円を 3500 円といたします。この条例の施行日は令和 4 年 4 月 1 日からでございます。また、この引上げ分等につきましては、令和 4 年度から、地方財政措置が見直される方向でございます。以上で議案第 9 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●**福島議長**

次に、議案第 10 号から議案第 17 号までの予算案 8 件について、順次提案理由の説明を求めます。

●**福島議長**

番外、会計課長。

●**井上会計課長**

上程いただきました議案第 10 号、令和 4 年度美郷町一般会計について、ご説明申し上げます。令和 4 年度の予算編成にあたっては、安全で安心が実感できる健康である町民の暮らしに関して、変わらず取り組む中で WITH コロナやデジタルトランスフォーメーションが、社会にもたらす変容に向けた具体的な事業を進め将来においても有益となる事業の組立てととしています。歳入歳出は

それぞれ 64 億 5400 万円として、各分野でのバランスのとれた予算構成となっています。予算の概要をご説明しますので、別途紙ベースで配付しております。もしくは、タブレットの方にも、資料はお付けしておりますが、令和 4 年度当初予算の概要のところで、冒頭、若干説明をさせていただきます。そちらの資料 1 ページでございます。当初予算額、会計別一覧表をお願いいたします。上段でお示しをしておりますが、令和 4 年度より、企業会計へ移行した簡易水道事業を除く、令和 4 年度は、76 億 9106 万 9000 円となっております。特別会計の繰り出しについては、最下段のところでお示しをしています。6 会計のうち 5 会計に 4 億 3247 万円。簡易水道事業に、別途として 8430 万 8000 円。合計額は 5 億 1677 万 8000 円としています。昨年度対比では、1611 万 8000 円。3.2%の増額となっております。この詳細につきましては、またそれぞれの特別会計での説明とさせていただきます。同じく資料のですね、4 ページの方をお願いいたします。歳出、性質別内訳表でございます。歳出の概要は、性質分けではまず義務的経費のうち人件費が昨年度比 0.7%増、これは、消防団員の報酬改定と会計年度任用職員、こちらが増員をしております、708 万 1000 円の増となっております。扶助費の方は、昨年並みで、増額としては 0.2%の伸びです。こちらは、内容としましては、予算方針に沿った適法適正な予算書でございます。その下、普通建設事業費、カヌー会場の整備や住宅造成工事、こうしたことが要因となり、昨年度比としまして 39.9%ポイントが上がりまして、2 億 2980 万 7000 円の増額です。災害復旧費、こちらは発生時に速やかな対応を目的として、十分な予算措置等にはなっておりませんでした。測量設計、この費用をですね、あらかじめ計上することをしたため、昨年と比べまして 17.2%の 5450 万となっております。またその下、補助費等のうち一部事務組合に係る経費では、邑智郡総合事務組合による新可燃ごみ焼却施設建設が、令和 3 年度に完了しましたが、施政方針でありましたように、邑智郡総合事務組合、また、江津邑智消防組合への経常的な負担、こちらが年々増額傾向です。確かに抑制しがたい要因でございますが、共有するインフラ設備の維持管理体制において、今後は、構成自治体とともに、財政面でより深くかわり、長期的なコスト軽減を図るといふふうに考えています。その他の項目です。積立金は、新たに基金創設をしました観光活性化基金への 992 万 5000 円の積立てが主な増額要因です。では再びちょっと予算書の方に戻っていただきたいと思います。予算書につきましては、7 ページをお願いいたします。第 2 表、地方債です。それぞれの起債限度額、起債の方法、利率、償還の方法を設定するものでございます。令和 4 年度につきましては、7 億 920 万を限度額としております。それぞれの地方債の目的に即した充当を心掛け、新可燃ごみ処理施設建設に関わる起債案件が終了したことにより、昨年度より、2 億 4720 万円の減額の計上となりました。それぞれの地方債は、歳入の詳細のご説明を差し上げることで、第 2 表地方債での説明は、省略させていただきます。続いて歳入です。財政を受け持つ立場から、町税、地方税、先ほどの地方債のうち新たなもの、重要なものについて説明させていただき、それ以外は、それぞれの予算決算委員会での詳細説明及び質疑に代えさせていただきたいと思っております。それでは、10 ページをお願いいたします。上段、款 1 町税、項 1 町民税、目 1 個人です。個人分は原課で、直近の決算状況の見込みで、4 年度分は 11%増とした 1 億 3720 万 6000 円での算定となっております。下にあります法人税は、前年度からほぼ同額の予算としております。その下、固定資産です。昨年度比 246 万 3000 円の減額の 2 億 4259 万円の算定です。令和 3 年度で算定の評価替え、こちらの影響や、収入調定の実績を勘案しての 1%の減額です。次ページ、11 ページをお願いいたします。最上段、同じく町税、項 3 軽自動車、2 環境性能割、こちらは軽自動車税の税額ですが、島根県の示した推計値によると 2 万 8000 円の減額、通常分と合わせて 1878 万 9000 円を計上させていただいてます。3 段目、同じく町税項 7 入湯税、目入湯税、目 1 充当です。556 万 7000 円の減額は、税収対象から日帰り利用者分を、昨年度、令和 3 年度ですね、に規則改正をしたことにより、対象外としたために減額となっております。15 万 3000 円の改めでの計上です。12 ページをお願いいたします。2 段目、款 2 地方譲与税、項 4 森林環境譲与税、目 1 森林環境譲与税です。国の

配分ベースが、4年度より策定策定どおりの3200万となることから、この度750万円の増額となります。款3利子割交付金からですね、14ページ上段の款9地方特例交付金、こちらまでは、島根県の試算値を参考に見込んだものです。国の消費動向の上昇要件により、全体的に増額。令和2年度のベースに復元をしたイメージで、全体で2080万円の増額と算定をしています。その下、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税です。こちら普通交付税は、3年度、当初見込みにおいて、国勢調査の速報値で、人口減という要因を踏まえ、33億と手堅く見込んでおりましたが、人口減の算定以上に増額要素こちらの方が健在したため、改めて4年度では、留保分の圧縮こちらと相まって1億6000万円の増額として、34億4500万円を算定計上しております。特別交付税は、昨年度同水準の見込みで、同額を計上しております。15ページをお願いします。中段、款12分担金及び負担金、項2負担金、2段目に衛生費負担金です。こちらは、最初に、すいません。間違えました。1民生費負担金をお願いします。措置費負担金463万8000円増額して、4080万としております。養護老人ホーム費負担金は、この度、措置者の負担金が高額となる傾向が顕著となったことから、増額して計上しています。続いてその下、目2衛生費負担金です。川本町と共同運営をしています火葬場の修繕により、川本町からの負担金、こちら126万4000円を増額をして計上しております。16ページをお願いします。款13使用料及び手数料、項1使用料、中頃にあります5土木使用料、住宅料に関しまして5292万円計上しています。この増額分、そして、578万円増となっておりますが、粕漕と浜原の民間の住宅が2棟完成しまして、町の管理として、家賃収入が生じることから、増額しての計上となっております。ここから少し飛びまして、27ページをお願いします。款18繰入金、項2基金繰入金です。目1財政調整基金繰入金は、年々増額となる一部事務組合、こうしたところの経常的な経費、また、他会計への繰出金の増額、そして、新たな時代を切り開くための財政措置として2億3700万円を充当計上をしております。次ページをお願いします。同じく、基金繰入金で、目2減債基金繰入金です。そして、減債基金繰入金から、その下、特定目的基金につきましては、令和4年度当初予算の概要、また先ほどの資料にちょっと戻っていただきますが、その資料の8ページをですね、ご覧いただきたいと思います。今年度、令和4年度にですね、新たに充当した事業につきましては、この表におきましては、美郷暮らし推進課所属、こちらの1番下にあります住宅建設費、民間賃貸住宅建設支援補助金。こちらを地方振興基金として事業費4000万のうち2000万を基金充用しています。また続いて、産業振興課2つ目の商工業振興費、地域商業等支援事業費補助金、こちらも地域振興基金、全体額事業費は1950万。こちらに1000万を充用しております。その下、山くじらブランド推進課、山くじらブランド推進事業としまして、山くじらフォーラムに係る事業費、こちらをがんばれ美郷町寄附金から、事業費93万6000円のうち、90万をですね、充当をしております。その他の、従来の充当事業はですね、こちらのところをお読み取りいただければと思います。そしてまた30ページの方を、予算書の30ページに戻っていただきたいと思います。30ページ、款20諸収入、項5受託事業収入、目1造林受託事業収入、こちらは、前年比647万7000円の減額は、林業公社からの受託事業の縮減に伴うものでございます。少し飛びまして33ページの方をお願いします。33ページから21町債、項1町債、こちらの町債につきましては、先ほどのまた、令和4年度当初予算の概要、10ページから11ページにですね、起債対象事業一覧でもちまして、所属、部署、そして事業ごとを地方債を含めた国県費と一般財源を含むすみ分けをしてお示ししていただいておりますので、こちら合わせてお読み取りいただければと思います。歳入につきましては以上です。続いて歳出です。歳出につきましては、予算決算委員会において詳細な説明を担当課というようになされるということで、割愛をさせていただきたいと思います。102ページを随分飛びまして120ページをお願いします。こちら、人件費、職員等の人件費の根拠となる人員や給与の増減、昇給手当については、この102ページから104ページに掲載をし、計上しております。令和4年度は、育児休業などにより職員手当は減額をしておりますが、会計年度任用職員を5

名増員をしております。続いて 105 ページをお願いします。105 ページには、地方債の状況としまして、令和 3 年度末の見込みも含め、令和 2 年度の現在高、令和 4 年度の見込額です。お読み取りいただければと思います。最後に、債務負担行為で翌年度に関わるものについての調書です。106 ページをご覧ください。令和 4 年度から新たに債務負担行為を発生するものはございません。また、令和 4 年度で、賦課が終了するものも予定ありません。以上で議案第 10 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●福島議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第 11 号、令和 4 年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ 37 万 1000 円でございます。それでは、事項別明細書の方でご説明させていただきますので、4 ページをお願いいたします。4 ページ、歳入でございます。款 2 県支出金 27 万 6000 円。前年度と比較しまして、2 万 4000 円の減額でございます。こちらは、償還事務に係る経費に対しまして、県から交付される住宅新築資金等償還推進助成事業補助金を計上しております。続いて、款 4 諸収入 9 万 5000 円。前年度対比で 68 万 4000 円の減額でございます。こちらは、個人償還金の滞納繰越分を計上しております。続きまして、5 ページ歳出をお願いします。款 1 土木費、37 万 1000 円。前年度対比 3 万円の減額でございます。こちらは、事務費を計上してございます。次の段の公債費につきましては、これまで、町から借入れ先への償還金を計上してございましたが、こちらが令和 3 年度で完了となりましたため、令和 4 年度以降の予算計上はございません。以上、議案第 11 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●福島議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

上程いただきました議案第 12 号、令和 4 年度美郷町下水道事業特別会計予算について、ご説明いたします。歳入歳出の予算の総額は、それぞれ 2 億 8880 万 7000 円でございます。事項別明細書において、ご説明をさせていただきます。5 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 1 下水道事業収益、本年度予算額 5682 万 9000 円。対前年度で、767 万 8000 円の減額でございます。こちらは、公共下水道、農業集落排水、小規模集合排水、個別排水の料金収入と、国道 375 号道路改良に伴います移転補償費を計上しております。款 2 国庫支出金、本年度予算額 1264 万 6000 円。対前年度で 100 万円の減額でございます。こちらは関係調査及び移動脱水車の更新、合併浄化槽補助金の国庫補助金となっております。款 4 繰入金、本年度予算額 1 億 8361 万 2000 円。対前年度で 773 万円の増額でございます。こちらは公共下水道、農業集落排水、小規模排水、個別排水の運転公債費分及び建設改良分の繰入金となっております。款 5 繰越金、本年度予算額 2 万円。前年度と同額を計上してございます。款 6 町債、本年度予算額 3570 万円。対前年度で 2180 万円の減額でございます。6 ページをお願いいたします。歳出でございます。款 1 下水道費、予算額 1 億 4645 万 6000 円。2205 万 5000 円の減額となっております。公営企業会計への移行に向けた資産台帳整備及び法適用支援業務委託の減額によるものでございます。款 2 公債費、予算額 1 億 4215 万 1000 円。69 万 3000 円の減額となっております。元金で 163 万 5000 円の増額と、償還利子で 234 万 8000 円の減額によるものでございます。款 3 予備費、本年度の予算額 20 万円。前年度と同額を計上してございます。4 ページに戻っていただき、お願いいたします。第 2 表地方債でございます。公共下水道事業債は、環境調査及び、脱水機の更新設計、公営企業会計移行に向けた資産台帳整備及び法的支援業務に伴いますもので 1386 万円。農業集落排水事業債から特定地域生活排水処理施設事業債までは資

産台帳整備及び法適用支援業務と、合併浄化槽整備に係る地方債をそれぞれ計上してまいります。地方債の限度額合計は3570万円、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。18ページ以降につきましては、下水道事業に係る職員の人件費の根拠となる資料でございます。以上が議案第12号の説明になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●福島議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

上程いただきました議案第13号、令和4年度君谷診療所特別会計予算についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ458万9000円でございます。詳細につきましては、歳入の方、ページ6ページからご説明いたします。6ページをお開きください。2歳入、款1診療収入、項1外来収入でございます。本年度予算額は、147万6000円でございます。26万4000円の減となっております。これは令和3年度の実績見込みによるものでございます。国保、社保、後期、診療所をトータルしたものでございます。続きまして、款1診療収入、項2、その他診療報酬収入でございます。これは、予防接種等の報酬収入によるものでございます。本年度予算額21万円でございます。3万円の減となっております。これも実績によるものでございます。続きまして、款2使用料及び手数料、項1手数料でございます。本年度予算額8000円。5000円の減となっております。これも実績証明手数料等の減の見込みでございます。というものでございます。次ページ、7ページをご覧ください。款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金でございます。本年度予算額135万5000円。一般会計繰入金としまして45万8000円の増額となっております。款4県支出金、項1県補助金でございます。保健衛生費補助金としまして、へき地診療所運営費補助金154万円。昨年度の補助申請の実績によりまして16万1000円の減となっております。続きまして、歳出8ページをご覧ください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、本年度予算額372万1000円でございます。これは、人件費、主なもの人件費、職員の診療所の職員の会計任用職員の人件費と、あと診療所の診療業務を委託しております加藤病院への委託料を合わせたものでございます。実績等によりまして、2000円の減と昨年度となっております。続きまして款2医業費、項1医業費、医療用消耗器材費でございます。これは本年度予算額3万9000円です。昨年度と同額となっております。これは注射器等の消耗品になります。続きまして、款2医業費、項1医業費、目3医薬品衛生材料費です。これは薬品代となっておりますけれども、昨年同様の額で、本年度84万8000円を計上させていただきます。款3予備費、項1予備費、目1予備費は、昨年同様2万円を計上させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●福島議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第14号、令和4年度美郷町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ6億6866万6000円でございます。それでは、事項別明細書でご説明させていただきます。5ページをお願いいたします。5ページ、歳入でございます。款1国民健康保険税は、7452万6000円で、前年度対比500万6000円の増額でございます。この保険税につきましては、令和3年度に実施しました税率改定後の保険税率で算出し、さらに、令和4年度から開始されます未就学児に係る保険料の軽減分を控除した額に徴収率を乗じて算定しております。款4使用料及び手数料は2万3000円。前年と同額で、こちらは、督促手数料でございます。款8県支出金は、5億2696万6000円。前年比5377万7000円の増額でございます。国保の財政運営は既に広域化され、島根県が保険者となっております

ので、保険給付に必要な費用は、原則、県から市町村へ交付をされています。今回の増額の主な要因は、令和 5 年 2 月から運用開始に向けて準備を進めています。国保事務処理標準システムの導入に係る特別調整交付金の増額によるものです。款 11 財産収入は 5000 円で、国民健康保険基金積立金を取崩した場合の利子でございます。款 13、繰入金です。今回、当初予算では、国保基金の取崩しは見込まず、一般会計からの繰入金 6704 万 2000 円のみを計上しています。前年対比 790 万 3000 円の減額でございます。款 14 繰越金 1000 円。こちらは、科目の頭出しの予算でございます。款 15 諸収入 10 万 3000 円。第三者行為納付金の実績を考慮しまして、前年と同額を計上しています。続きまして、6 ページをお願いいたします。歳出でございます。款 1 総務費、8692 万 7000 円を計上しております。前年対比 5875 万 1000 円の増額でございます。主な要因としましては、先ほど歳入のところでも申し上げました国保市町村事務処理標準システム導入作業が本格化してまいります。これに伴う一部事務組合負担金が増額となっております。款 2 保険給付費 4 億 5739 万 5000 円を計上しております。前年対比 798 万 1000 円の増額でございます。給付費につきましては、国保連合会の推計を元に算定しておりますが、令和 2 年度高額療養費に係る給付率が上昇したことによる増額分を加味した予算となっております。款 8 保健事業費 779 万 7000 円。前年対比 74 万 6000 円の増額となっております。主な要因としましては、ヘルスアップ事業への取り組みによるものです。款 9 基金積立金 5000 円で、前年と同額でございます。款 11 諸支出金、31 万 1000 円で、前年比 1000 円の減額でございます。保険税等の還付が発生した場合の対応予算でございます。款 12 保健事業費納付金 1 億 1309 万円で、前年対比 1471 万 5000 円の減額でございます。こちらは、広域化された国保事業の運営費として、町から県へ納付する事業費納付金を計上しております。款 13 予備費 314 万 1000 円で、前年対比 188 万 2000 円の減額でございます。以上で議案第 14 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●福島議長

番外。健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

上程いただきました議案第 15 号、令和 4 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算について、ご説明いたします。これは、沢谷診療所、大和診療所を合わせました特別会計でございます。歳入歳出予算の総額はそれぞれ 8185 万 8000 円でございます。詳細につきましては予算書の方でご説明いたします。歳入から、6 ページをお開きください。款 1 診療収入、項 1 外来収入、国保、社会保険、後期高齢者、退職者医療等を含めました合計でございます。本年度予算額 3573 万 4000 円。312 万 6000 円の対前年減となっております。この内訳としましては、大和診療所が、3434 万円、沢谷が 139 万 4000 円の見込みでございます。続きまして、款 1 診療収入、項 2 検査収入、1 諸検査収入でございます。これは大和診療所のみ内容となっております。本年度予算額 23 万円。体前年度 7 万円の減となっております。これも前年度の実績による見込みでございます。款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、4564 万 4000 円。対前年 256 万円の増となっております。これは一般会計繰入金となっております。内訳としましては大和診療所が 4234 万 4000 円、沢谷診療所が 330 万円となっております。続きまして、款 3 使用料及び手数料、項 1 手数料、目 1 手数料、本年度予算額 25 万円。対前年と同額とさせていただきます。これは診断書などの収入、診断書記載による収入で、大和診療所のみ計上となっております。続きまして、歳出、8 ページをご覧ください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、本年度予算額、7710 万 7000 円となっております。これは対前年度が 36 万 4000 円の増額となっております。この内容としましては、沢谷診療所の会計任用職員、大和診療所職員 6 名分の給与、手当等と、あと、沢谷診療所の事務業務委託、診療の委託しております委託料、935 万 7000 円。あと連合会の負担金としまして、連合会負担金の手数料

が入っております。これが 7710 万 7000 円で、対前年 36 万 4000 円の増となります。款 2 医業費、項 1 医業費についてでございます。これは医薬用消耗器材と医薬品衛生材料費、注射器等と薬代等の合計でございます。本年度予算額が 423 万 1000 円。対前年は 100 万円の減となっております。これも、前年度の見込み、実績によるものでございます。款 4 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費、52 万円。これも対前年と同額を計上させていただいております。以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●福島議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第 16 号、令和 4 年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ 1 億 9277 万 8000 円でございます。それでは、事項別明細書でご説明させていただきます。4 ページをお願いいたします。4 ページ歳入でございます。款 1 後期高齢者医療保険料で、5718 万 7000 円。前年比 157 万 4000 円の増額でございます。現行の後期高齢者医療保険料の均等割額及び所得割率に基づき試算をした結果、保険料収入が増加する見込みとなっております。款 5 繰入金、1 億 3481 万 7000 円。前年比 46 万 7000 円の増額でございます。保険料軽減分に係る保険基盤安定繰入金及び、職員人件費の増額が主な理由でございます。款 7 諸収入 77 万 4000 円。前年比 4000 円の減額でございます。こちらは、各種検診事業に係る受託料が主なものとなっております。続きまして 5 ページをお願いいたします。歳出でございます。款 1 総務費 599 万 2000 円。前年比 32 万 8000 円の増額でございます。こちらは、職員の人件費分の増額が主な要因でございます。12 ページ以降に給与費明細書をつけておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金で、1 億 8564 万 8000 円。前年と比較して、170 万 2000 円の増額でございます。広域連合による負担金算定に基づくものですが、保険料負担金及び保険料の軽減に伴う基盤安定負担金の増額が主なものでございます。款 3 諸支出金で 11 万円、昨年と同額でございます。過年度分の保険料還付にかかる経費を計上しております。款 4 健康診査等事業費で 52 万 8000 円。こちらも昨年と同額でございます。従来から実施しております各種検診委託料が主なものとなっております。款 5 予備費は 50 万円、前年と同額を計上しております。以上で、議案第 16 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●福島議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

上程いただきました議案第 17 号、令和 4 年度美郷町簡易水道事業会計予算について、ご説明いたします。簡易水道事業は、令和 4 年 4 月 1 日から地方公営企業法を適用した事業となります。これに伴いまして、地方公営企業法施行規則第 45 条及び別記第 1 号に沿った予算形式となっております。予算書 1 ページをお願いいたします。第 2 条に、令和 4 年度の業務予定量を定めております。(1) から (3) までは、昨年度の実績等考慮いたしまして、給水件数を 1992 件、年間総給水量を 37 万 1033 立方メートル、1 日平均給水量を 1017 立方メートルとしております。(4) では、主要な建設改良事業といたしまして、水道管移転補償工事を 1086 万 4000 円予定をしております。第 3 条では、収益的収入及び支出について定めております。こちらは、当該年度の経営活動に伴い、発生が予定される全ての収益とそれに対する対応する全ての費用を計上しております。第 1 款、水道事業収益 1 億 8579 万 8000 円。支出の方、第 1 款、水道事業費用 1 億 7319 万 9000 円としてございます。第 4 条では、資本的収入及び支出について定めております。こちらは、施設の整備等の建設改良とこれに要する資金としての企業債収入や、元利償還金等を計上するものでございます。収入の方、第 1 款、資本的収入額 7726 万 7000 円。

支出の方、第 1 款、資本的支出額 9887 万 8000 円としております。ここで、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する 2161 万 1000 円は、令和 3 年度からの引継ぎ金 2015 万 1000 円と、当年分損益勘定保留資金 146 万円で補填するものでございます。2 ページをお願いいたします。第 4 条の 2、特例的収入及び支出でございます。地方公営企業法施行令第 4 条第 4 項の規定により、法適用前に発生しました債権債務の法適用の年度として整理するもので、未収金 2161 万 9000 円、未払金 151 万 8000 円を計上しております。第 5 条、一時借入金です。一時借入金の限度額を 5000 万円としております。第 6 条、予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。ここでは、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合を、営業費用及び営業外費用の款の流用としております。第 7 条、議会の議決を得なければならない。流用することの出来ない経費といたしまして職員給与費としております。第 8 条他会計からの補助金です。簡易水道事業運営のため、一般会計から補助を受ける金額を 3294 万 1000 円としております。これは基準外繰入の額となります。続きまして、3 ページから、予算に関する説明書で、第 3 条及び第 4 条の収入及び支出について、詳細をご説明いたします。4 ページをお願いいたします。令和 4 年度美郷町簡易水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出についてでございます。款 1 水道事業収益を 1 億 8579 万 8000 円としております。内訳としまして、営業収益 9291 万 8000 円。水道使用料の給水収益や雑収益などを計上してございます。次に、営業外収益 8918 万円でございます。内訳は、他会計補助金 1998 万 2000 円。長期前受金戻入 6916 万 7000 円。こちらは資産の取得に充てられた補助金は、交付された年度におきまして全額を収益とはせず、減価償却に合わせて、毎年度収益化するものでございます。雑収益 3 万円は、簡易給水施設の塩素販売収入になります。特別利益は法適用の初年度だけに出てくるものでございまして、令和 3 年度の確定申告による還付額になります。次に、収益的支出でございます。水道事業費用は、1 億 7319 万 9000 円としており、営業費用、1 億 4533 万 5000 円。内訳は、原水及び浄水費が 3748 万 3000 円。こちらは水道水を作る工程となる浄水地までの費用でございます。詳細は備考欄をご覧くださいと思います。お願いいたします。続きまして、5 ページをご覧ください。配水及び給水費でございます。1094 万 3000 円。これは水道水を利用者に給水するための費用でございます。詳細は、備考欄をご覧くださいと思います。続きまして、総係費 2442 万 8000 円こちらは収益的事業全般に関連する費用でございます。続きまして、減価償却費 7248 万 2000 円を計上してございます。次に、営業外費用 1395 万 7000 円は、企業債の償還利子になります。次に特別損失といたしまして 1360 万 7000 円を計上しております。こちらは各目で、賞与等引当金を計上しておりますけれども、令和 4 年度は事業開始年度のため、令和 4 年 6 月賞与におきまして、本来であれば、令和 3 年度で処理を行う令和 3 年 12 月から令和 4 年 3 月までの 4 か月分を、令和 4 年度の予算で対応することになるため、貸倒引当金とともに特別損失として計上してございます。予備費は 30 万円を計上してございます。次に、7 ページをご覧ください。資本的収入及び支出につきまして、ご説明をいたします。資本的収入は 7726 万 7000 円としており、その内訳は、他会計補助金 6432 万 6000 円、工事負担金 594 万 1000 円、基金繰入金 700 万円でございます。この他会計補助金は、国が定めます繰り出し基準のうち、企業債償還に係る一般会計からの繰入金の額となります。工事負担金につきましては、国道 375 号の改良に伴う移転補償費となります。次に支出でございます。資本的支出が 9887 万 8000 円としており、内訳は建設改良費 1086 万 4000 円、内訳は先ほど申しました、国道 375 号の改良に伴う移転補償工事でございます。企業債償還金は 8801 万 3000 円を計上しております。投資は基金利子として 1000 円を計上してございます。8 ページをご覧ください。予算に関する説明書といたしまして、予定キャッシュフロー計算書でございます。令和 4 年度の資金期末残高を 586 万円と見込んでおります。9 ページから 11 ページにつきましては、給料及び手当の状況について示しております。職員 2 名分の明細を記載してございます。12 ページにつきましては、令和 4 年度の予定貸借対照表、13 ページは、令和 4 年 4 月 1 日の予定開始貸借

対照表でございます。12 ページでご説明をさせていただきます。説明につきましては、万単位でのご説明をさせていただきます。令和 4 年度末の資産の部は、土地、建物設備などの固定資産が 17 億 4816 万円。預金などの流動資産が 72 万円。資産合計は 17 億 6381 万円でございます。負債の部は、固定負債 8 億 1187 万円。こちらは翌々年度以降の企業債の償還額になります。次に、流動負債 8957 万円。こちらは翌年度の企業債の償還額などが主なものとなります。次に、繰延収益が 9 億 9317 万円。こちらは減価償却資産の財源を収益化したものになります。負債合計は 18 億 9462 万円でございます。資本の部は、償却資産以外の資産取得のために一般会計などから受けた補助金などがございます。当年度末未処理欠損金で、資本金合計はマイナス 1 億 3080 万円となっております。14 ページをご覧ください。注記についてでございます。1、重要な会計方針に係る事項としまして、注記として資産の減価償却引当金等の計上方法等について記載をしております。2 番目としまして、予定貸借対照表等に関する注記、3 番目にリース契約に関する注記を記載をさせていただきます。以上、地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるの求めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●**福島議長**

お諮りいたします。

お昼の時間に差ししかかっていますが、この際、このまま会議を続けていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

ご異議はございませんか。

(異議なしの声)

●**福島議長**

異議なしと認め、会議を続行いたします。

次に、議案第 18 号から議案第 22 号までの一般事件案 5 件について、順次提案理由の説明を求めます。

●**福島議長**

番外、企画推進課長。

●**石田企画推進課長**

上程いただきました議案第 18 号、広島市と島根県邑智郡美郷町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について、ご説明申し上げます。昨年 12 月定例会におきまして、お時間をいただき概要をご説明させていただきましたとおり、令和 4 年 4 月 1 日からの広島広域都市圏加入について、現在、協議を行っております。加入に関する協約締結については、美郷町と広島市双方の議会での議決が必要であることから、この度、議案を上程させていただいております。協約締結への協議について、ご承認いただければ、具体的に協議を進めさせていただくこととしております。2 ページをお願いいたします。連携協約の内容について、ご説明いたします。第 1 条では、連携協約の目的を規定しております。圏域全体で取り組みを協力して行うことで、ヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とするローカル経済圏を構築し、圏域の経済を活性化し、自立的で持続的な発展を図ることを目的としております。第 2 条では基本方針を、第 3 条では取り組みの内容と役割分担を規定しております。基本方針としては、第 1 条の目的の達成のために、別表に掲げる取り組みを協力して実施し、相互に連携を図ることとしております。別表に係ります取り組みの内容と役割分担については、後ほど概要をご説明いたします。第 4 条では、取り組みを推進するために、広島広域都市圏発展ビジョンを、圏域内の市町と協議し広島市において策定することが規定されています。第 5 条では、この連携協約の推進に関し、連絡調整を図るため毎年度会議を開催することが規定されております。3 ページでございます。第 6 条では、連携協約の変更または廃止する場合には、協議を行うこととされ、この場合、双方の議会の議決を経ることを規定しております。4 ページをお願いいたします。4

ページ以降につきましては、美郷町が広島広域都市圏に加入となった場合に、連携して取り組みを行う事業と、その役割分担となっています。取り組みでございますが、4 ページから 5 ページの区分 1、圏域全体の経済成長の圏域、それから 6 ページの区分 2、高次の都市機能の集積強化、7 ページから 8 ページの区分 3、圏域全体の生活関連機能サービスの向上、この 3 つの区分から構成されています。このうち、区分 1 の圏域全体の経済成長の牽引と区分 2 高次の都市機能の集積強化、こちらにつきましては、圏域全体に及ぶものであるため、圏域内の全ての市町で取り組むことと整理をされております。圏域に加入しました場合、必須として取り組む事業となります。次に、区分 3 でございます。圏域全体の生活関連機能サービスの向上については、美郷町として、圏域内で連携して取り組みを行いたい事業となります。美郷町は、圏域で取り組みを行う全 110 事業がございますが、そのうち 70 事業に参画して取り組む予定となっております。3 ページにお戻りください。附則でございます。先ほど申し上げましたこの連携協約は、令和 4 年 4 月 1 日からの施行としております。以上で議案第 18 号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第 19 号、辺地に係る総合整備計画の策定について、ご説明を申し上げます。交通条件及び自然的経済的などの諸条件に恵まれず、中山間地などで、辺地事業債を財源とする事業に取り組むため、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律において計画を策定するものでございます。追加となる公共的施設を必要とする事業は、内田地区除雪車 1 台の導入でございます。この辺地は、町の西北に位置し、幾度となく豪雪に見舞われており、積雪時には除雪機械を配備して、除雪の対応をしておりますが、その多くを業者保有の除雪機械に依存している状況にあります。しかしながら、昨今の公共事業の縮小を受けて、土木業者の廃業、撤退などにより、除雪機械の確保が難しくなり、除雪体制の維持が大きな課題となっております。そこで、内田地区に除雪機械を導入することにより、安心安全な除雪体制を整備し、通学バス、福祉バスの運行や、緊急車両の通行の確保を図るものです。期間につきましては、令和 4 年度の 1 年間で、事業費は 700 万円。うち辺地対策事業債の充当予定は 700 万円でございます。これを整備計画に追加するものでございます。以上、議案第 19 号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●福島議長

番外、産業振興課長。

●山根産業振興課長

上程いただきました議案第 20 号について、説明させていただきます。この議案は、公の施設の指定管理の指定について、議決を求める議案で、議決を求める施設は、美郷町農林産物等直売所、みさと市です。所在地は美郷町粕淵 177 番地 15 です。この施設の指定管理の期間が、本年の 3 月 31 日をもって満了しますが、このたび、美郷町農林産物等直売所条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、美郷産直企業組合から指定管理者の申請がありました。美郷産直企業組合による指定管理は、平成 24 年度から行われており、今年度で、2 期 10 年間を経過することになります。その間、地域で生産される農林水産物、加工品、特産品の販売を充実させるなど、地域に密着した運営をされておりますので、同条例第 7 条の規定により、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間、引き続き、同組合への再指定を上程するものであります。以上で、議案第 20 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●福島議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程になりました議案第 21 号並びに議案第 22 号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求

めることについて、ご説明いたします。人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づいて、基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、法務省の委嘱によって、全国に置かれることになっています。美郷町では、現在 6 名の方が、その任に当たられており、そのうち、お 2 人が令和 4 年 6 月 30 日をもって任期満了となります。この人権擁護委員の候補者につきましては、議会の意見を聞いて、法務省に推薦することとなっており、今定例会におきまして、推薦に当たっての意見を求めるものでございます。このたびは、現職の 2 人を引き続き推薦いたしたく、提案するものであります。議案第 21 号で推薦させていただいております宮内地域の有井昌晃さんにつきましては、2 期目の推薦をお願いするものでございます。有井さんは、平成 31 年 3 月議会で推薦の承認をいただき、令和元年 7 月から 1 期目を務めていただいているところでございますが、本年 6 月 30 日で任期満了となります。有井さんにおかれましては、人権擁護委員として熱心に務められる傍ら、地域活動にも積極的に関わっておられ、地域での信頼も厚く、人格、人望ともに人権擁護委員としてふさわしい方であります。この有井昌晃さんを引き続き適任者として推薦いたしたく、議員の皆様方のご意見を賜りたく存じます。同じく、議案第 22 号で推薦させていただいております。都賀西地域の三上馬三恵さんにつきましては、3 期目の推薦をお願いするものでございます。三上さんも有井さんと同様に、平成 31 年 3 月議会で推薦の承認をいただき、令和元年 7 月 1 日から、2 期目を務めていただいているところでございます。三上さんにつきましても、本年の 6 月 30 日が任期満了となります。三上さんは、多年保育に関わる職に従事しておられ、退職後も引き続き、町内の保育事業に関わられるなど、幼児教育に対する高い知識と豊富な経験をお持ちです。人権擁護委員としても、2 期 6 年を全うされ、地域活動にも積極的に参加、貢献されており、地域での信頼、人望も厚く、人権擁護委員としてふさわしい方であります。この三上馬三恵さんを適任者として推薦いたしたく、議員の皆様方のご意見を賜りたく存じます。以上で議案第 21 号及び議案第 22 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●福島議長

全議案の説明が終わりました。

なお、議案に対する質疑は、3 月 2 日に日程をとりますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の会議は 3 月 2 日水曜日定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

(散 会 午 後 1 2 時 1 2 分)